7）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

8）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

9）～11）　［略］

②～④　［略］

⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1）～3）　［略］

4）　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

5）　［略］

②　［略］

⑾～⑯　［略］

７．～９．　［略］

別表第４

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電等費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
修繕費	発電等設備の認可出力比	—	［略］	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
補償費	—	発電等設備の箇所数比	—	［略］
賃借料	—	発電等設備の認可出力比	［略］	—
委託費	—	発電等設備の認可出力比	—	［略］

7）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの発受電量の占める割合

8）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの発受電量の占める割合

9）～11）　［略］

②～④　［略］

⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1）～3）　［略］

4）　三需要種別の発受電量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電量の占める割合

5）　［略］

②　［略］

⑾～⑯　［略］

７．～９．　［略］

別表第４

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
修繕費	発電設備の認可出力比	—	［略］	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
補償費	—	発電設備の箇所数比	—	［略］
賃借料	—	発電設備の認可出力比	［略］	—
委託費	—	発電設備の認可出力比	—	［略］